

学生プロジェクト運用基準（ガイドライン）について

学生プロジェクトの活動にあっては、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、本学より示される各種ガイドラインに基づいて取り組むこと。その中より、とくに留意すべき点を、学生プロジェクトのガイドラインとして以下に示す。

- ・活動内容やその可否については、オンラインの活用や活動人数の制限など可能な限り感染拡大リスクを回避するための工夫を講じ、必要適切な内容で実施する。
- ・活動日当日、発熱、味覚・聴覚障害などの体調不良、またその他の体調の異変がある場合は、参加しない。
- ・活動形態により、参加したくない学生については、参加させないこと。
- ・対面での実施にあたっては、マスクの装着、手指消毒、いわゆる三密の回避、混雑時を避けた移動（公共交通機関の場合）などに配慮し、感染拡大予防に努める。
- ・宿泊を伴う活動について、ツインルームまでの宿泊を可能とする。
- ・飲食を伴う活動は、当面の間、実施しない。
- ・学外で活動する場合、利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従う。
- ・学生は、活動の5日前までに該当日の活動計画書を作成のうえ、担当教員へ提出のこと。原則、濃厚接触（※）にあたるような活動は極力行わないこととするが、やむを得ず該当する場合は、該当者名簿をあわせて提出のこと。担当教員は、適切な対策が講じられていることを確認のうえ、速やかに活動計画書を経済学部事務室へ提出する。

※例：目安として1m程度の距離で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触

- ・学生は、活動後速やかに活動報告書を作成のうえ、担当教員へ提出のこと。担当教員は、適切に活動が実施されたことを確認のうえ、速やかに活動報告書を経済学部事務室へ提出する。

以上を含め、活動内容に支障があると判断される場合は、活動の自粛を求めると共に、学生プロジェクトの補助支出は行わないので、十分に注意すること。

なお、本運用基準は、今後の国の対応や社会情勢をふまえて適宜変更する場合がある。

以上